

### III 提案を具体的に考えたい

## 1. 提案の検討のポイント

当初は不十分な支障事例だったが、事前相談を経て提案に至り、実現した例

事前相談を受けた時点では、支障事例が不足していたり、対象要件に適合していない提案内容であっても、内閣府との事前相談を経て、支障事例を補強したり、対象要件に適合する方向で提案を修正したりするなどにより、提案に至り、実現した例があります。

以下に、これらの代表例を紹介します。



**事例** 平成 27 年の事例

**地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の対象に学校法人を追加**  
省令改正 提案主体：大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市

**提案実現前**



● 学校法人が公社住宅を直接借り受けられないため、学生寮として学生(特に留学生)に貸し出すことができない

● 学生(特に留学生)は、  
・直接公社と賃貸借契約を結ばなければならない  
・保証人の確保が必要

**支障**

**提案実現後**



● 学校法人が学生寮として活用可能

● 公社としても管理が容易

● 学生(特に留学生)の負担軽減

**効果**

・留学生受入れ増加による地方大学の活性化

・若年者の入居促進による公社住宅の再生

**提案に至ったポイント**

- 事前相談の段階では、当初、地方住宅供給公社としての支障事例のみが提示され、提案の対象外として整理されるものであった。
- しかしながら、当該相談内容とされた地方住宅供給公社が、地方公共団体の 100% 出資であることや地方公共団体が進める外国人留学生の受入れに係る各種施策の促進などを補強することにより、「地方公共団体の支障事例」と捉え直すことで提案の対象となった。

---

**【その他事例】 事前相談によって支障事例や論点が明確化されるなどして、提案に至った事例**

提案年	権限移譲 or 規制緩和	提案	提案団体	備考
H28	規制緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件等の緩和	兵庫県、京都府、和歌山県、京都市、堺市	<b>【支障事例補強】</b> 過去に類似提案があったが、都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本計画が策定されたという情勢変化、新年度も継続して支障が生じている事実関係を追記することで提案に至った。
H28	規制緩和	動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)	関西広域連合、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪市	<b>【対象要件への適合】</b> 事業者に対する研修受講の義務付けの廃止では提案募集の対象外になってしまうため、地方公共団体が実施する研修の実施回数の義務付けの廃止に方向性を修正。扱う動物種や業態について、具体的な数値などを記載することで、実態を分かりやすくした。